

議会広報広聴特別委員会次第

日時 令和5年7月19日（水）

午後2時開議

場所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

(1) 第23回議会報告会の日程・会場等決定、今後のスケジュールについて

(2) 流山市議会だより第184号校正会議

(3) その他

ア 次回及び次々回の開催について

イ その他

3 閉会

第23回議会報告会 会場ごとの日程について

1班 総務委員会

開催地区：中部

開催日時：11月11日（土） 13時～14時30分

会場：初石公民館 講義室（一時保育用：会議室）

2班 教育福祉委員会

開催地区：東部

開催日時：11月11日（土） 10時～11時30分

会場：東部公民館 講義室（一時保育用：第1・2和室）

3班 市民経済委員会

開催地区：北部

開催日時：11月12日（日） 10時～11時30分

会場：北部公民館 講義室（一時保育用：和室）

4班 都市建設委員会

開催地区：南部

開催日時：11月12日（日） 13時～14時30分

会場：中央公民館 第2会議室（一時保育用：ひだまりルーム）

第23回議会報告会開催日程とスケジュール案

1. 開催日程

1班 総務委員会

開催地区：中部

開催日時：11月11日（土） 13時～14時30分

会場：初石公民館 講義室（一時保育用：会議室）

2班 教育福祉委員会

開催地区：東部

開催日時：11月11日（土） 10時～11時30分

会場：東部公民館 講義室（一時保育用：第1・2和室）

3班 市民経済委員会

開催地区：北部

開催日時：11月12日（日） 10時～11時30分

会場：北部公民館 講義室（一時保育用：和室）

4班 都市建設委員会

開催地区：南部

開催日時：11月12日（日） 13時～14時30分

会場：中央公民館 第2会議室（一時保育用：ひだまりルーム）

2. スケジュール案

8月10日（木） ★各班のテーマ・役割分担の提出〆切

10月 1日（日） 広報ながれやまに記事掲載

- 10月 2日（月）
- ①各種記事掲載
 - ・市議会、市ホームページ、
 - ・SNS（Facebook、Twitter）
 - ・デジタルサイネージ（駅、第1庁舎）
 - ②各公共施設にチラシ・ポスター設置
 - ③各種申し込み受付開始
 - ・手話通訳、要約筆記（～10月24日（火））
 - ・一時保育（～10月31日（火））

10月 3日（火） （第3回定例会閉会日）

10月11日（水）

★カラー印刷の各班資料

午後3時 提出〆切【厳守】

※提出は、カラー印刷を希望する班のみ該当

★プロジェクター&スクリーン使用希望

調査票

午後3時 提出〆切【厳守】

※各設備の設置がない施設のみ該当

10月24日（火）

手話通訳・要約筆記事前申し込み受付〆切

10月27日（金）

ぐりーんバスにチラシ設置開始

10月30日（月）

カラー印刷の各班資料 印刷業者より納品

10月31日（火）

★白黒印刷の各班資料 提出〆切

（※白黒印刷を事務局へ依頼する班のみ該当）

11月15日（水）

★参加者アンケート 提出〆切

11月21日（火）

★各班の報告書 提出〆切

11月29日（水）

議会広報広聴特別委員会開催

または

（第23回議会報告会の振り返り）

12月 1日（金）

12月15日（火）

★市議会だより第186号（2月号）掲載用

議会報告会報告書 各班原稿提出〆切

流山市議会 I C T 推進基本計画

〔計画期間：令和 3 年 4 月 1 日－令和 7 年 3 月 31 日〕

第 1 章 総 論

1 【計画策定の背景】

本市議会では平成 21 年 3 月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年 4 月 1 日施行された。それを受けて、同年 10 月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（I C T）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

2 【計画策定の目的】

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現に向けた有効手段のひとつとして、I C T 技術の積極的活用を推進する。

第 2 章 基本フレーム

1 【基本的な考え方】

議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会 I C T 推進基本計画は、以下の 4 点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

第 3 章 事業の展開

1 【個別の実施計画について】

基本フレームを実施するにあたり、「流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧」を作成し実施することとする。実施計画は、以下の 6 分野に基づき策定するものとする。

- (1) 市民との情報共有の拡充
- (2) 市民参加による議会運営
- (3) 分かり易い会議の実現
- (4) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上
- (5) ペーパーレスの促進
- (6) 必要となる I C T 基盤の整備

2 【財源措置】

予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第 12 条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、議会費として要望する。

3 【計画の見直し】

- (1) 流山市議会 I C T 基本計画は 4 年ごとに見直すものとする。
- (2) 流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧については、2 年ごとに見直すものとする。